

生活 バイ ロット

九州地方の地震により被災した方々へ、心からお見舞い申し上げます。災害に便乗した悪質な勧誘などの消費者トラブルについて、起り得るケースを紹介します。

【事例1】家屋が一部損壊した。突然、業者が家にきて「すぐに工事をしないと大変な」とになる」とせかされた。不安になり、その場で契約したが、あまりに高額で支払えそうになかったからなかつたため断つたが、なかなか帰らずしつこかつたので、お金を渡してしまった。その後、外で待っていた複数の業者から見積もりを取り、周囲に相談したりした上で契約しました。

【事例2】「義援金を集めている」という人が訪問してきた。どうから来たのか分からなかつたため断つた。【アドバイス】災害時の混乱や、「被災者を支援したいた」という気持ちに付け込んで悪質な便乗商法が考えられます。修理工事などは複数の業者から見積もりを取り、周囲に相談したりした上で契約しました。

た仲間と「うまくいった」なこと話していく不審だった。

【事例3】携帯電話に「地震速報」というタイトルのメールが届いた。「詳細URL」という部分をクリックしたら出会い系サイトにつながら、「(+)利用ありがどひ」とあります。利用料金は5万円です」と表示された。

災害に便乗した悪質な勧誘

複数見積もりや周囲に相談

う。義援金を求められたら、活センター・相談窓口に相募金先が信頼できる団体かどうか確認しましょう。消費者申込が確認しましょう。共同参画アラザーアイネス共同参画アラザーアイネスおかかるが、信用性について注意が必要です。おかいとと思った時は、最寄りの市町村や県の消費者

